

かみかわ 議会だより

第42号

平成27年4月15日



神河町マスコットキャラクター
「カミン」

新年度予算審議	2~7
条例制定・審議結果等	8~13
委員会の動き 総務文教・民生福祉・産業建設	14~17
6人が登壇 いっぱん質問	18~23



やまびこ学園の新入生

発行／神河町議会 編集／広報公聴活動調査特別委員会

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64 ☎0790-34-0213 FAX34-0034 E-mail gikai@town.kamikawa.hyogo.jp

3月
定例会

の可能性を探る

環境アセスメント調査費ほかに1,300万円



今年も取り組まれる若者向け低家賃住宅建設予定地（中村の旧神崎町役場跡地）

第62回定例会は、3月3日から25日までの23日間で開催されました。各委員会報告、諸報告に続き、町からは専決処分1件、条例制定・改正19件、連携協約締結1件、工事請負契約変更1件、指定管理者の指定11件、平成26年度一般会計及び特別・企業会計補正予算12件、平成27年度一般会計及び特別・企業会計当初予算13件、計画承認4件、議会からは、推薦1件、議員発議1件の合計64件が提案され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり全て承認・同意・可決しました。

また一般質問は6人の議員が行いました。

会計区分		予算額（千円）	会計間の繰入・補助等の状況
普通会計	一般会計	8,739,400	
	介護療育支援事業特別会計	60,313	一般会計より 10,523 千円繰入
	産業廃棄物処理事業特別会計	9,739	
	寺前地区振興基金特別会計	25,367	一般会計より 20,000 千円繰入
	長谷地区振興基金特別会計	3,748	
普通会計 合計		8,838,567	
	国民健康保険事業特別会計	1,482,251	一般会計より 68,116 千円繰入
	後期高齢者医療事業特別会計	182,429	
	介護保険事業特別会計	1,355,826	一般会計より 64,482 千円繰入
	土地開発事業特別会計	61,879	
	老人訪問看護事業特別会計	111,277	
特別会計 合計		3,193,662	
企業会計	水道事業会計（3条支出予定額）	406,391	一般会計より 70,600 千円補助
	下水道事業会計（3条支出予定額）	777,365	一般会計より 400,000 千円補助
	公立神崎総合病院事業会計（3条支出予定額）	3,375,095	一般会計より 360,000 千円補助
企業会計 合計		4,558,851	
総 合 計		16,591,080	

一
般
会
計
87億3940万円（4.7%増）
特別・企業会計
78億5168万円（3.3%増）

平成27年度予算可決

峰山高原スキー場建設

平成27年度予算審査
～主な質疑～

本会議で予算特別委員会に審査を付託された13件の27年度各会計予算の審査を、3月11日及び12日に行いました。

歳入

Q スクールバス運営のための地方交付税額は。

A コミュニティバスを含むバス事業全体で6583万1千円の見込み。スクールバス単体の交付額は分からない。

Q 関西電力の固定資産税は数年後には償却が完了し、なくなるのか。

A なくならない。財政担当としては毎年34000万円見込んでいる。

歳出

Q 生活支援ハウスの利用状況は。

A 4人の入所。内1人の方が所得制限により利用料を支払っている。

Q 町制10周年記念事業費が約3900万円計上されているが多すぎないか。

A 現時点では事業内容のしほり込みの段階であり多めに計上している。5年を節目として記念事業を行っている市町が多いが、当町は10年一度ということと判断いただきたい。

Q 神崎高校地域連携活動支援金50万円の使途は。外部講師を招き、学力向上のために使用すると聞いたが。

A 学力向上も含め、リーダーとして地元で貢献できる人材を育成することを目指す。

ることが目的である。地域に根差し、地元を愛してくれる子どもたちを育成するための支援金である。

Q 地域おこし協力隊支援事業の内容は。

A 都会の若者が農山村で3年間暮らすことで自立できる生活基盤を作っていた。

寺前駅前、銀の馬車道まちづくり協議会、田舎暮らし推進事業、それぞれの活性化を担っていた。あく予定である。

Q 公有財産購入費210万円の使途は。

A 長谷駅前JA建物前の駐車スペースをJR長谷駅利用者の無料駐車場として購入予定。

Q 高原マラソン委託料2100万円は参加者の増減で変動するのでは。

A 変動する。参加者が見込みより少なければ。

ば一般財源の持ち出しになる。極力予定どおりの参加者を募る取組が必要。

Q 医師確保のため神戸大学に寄附講座を開設し、一定成果は出ていると判断している。病院としての判断は。

A 整形外科は安定的な医師確保ができており、講座開設時点では小児科も常勤医師が着任していた。神戸大学でも評価していた。意識していただいている。

Q ふるさと納税推進事業は対前年度予算額より5割増したが。

A 現在は3千円程度の特産品を送っている。種類、金額ともに見直す。

Q 香翠寮運営費は合併により2町分の負担をしているが、いつまでか。

A いつまでという取り決めはない。担当課長会議で申し入れはして

いる。

Q 香翠寮の施設が老朽化している。施設整備の予定は。

A 老朽化しているという認識はある。建て替えを含めて検討しており、建て替えるなら現在の敷地内と聞いている。

Q 第6期介護保険事業計画における生活支援ハウスの位置づけは。

A 閉鎖し、特別養護老人ホームのベッド数を増床予定。

Q 福本のクリーンセンターの使用期限は、平成29年度末まで。取組状況は。

A 平成30年度からは姫路市のくれさかクリーンセンターに事務委託を申し入れている。姫路市は市長選挙を控えているため、明確な回答は選挙後の新執行部体制になってからとなる。

Q クリーンセンターの予算が昨年より1200万円増えている。町民の協力で生ごみ減量化が進む中、増額はおかしいのでは。

A 増額はごみ粉碎機の部品交換で約2020万円。生ごみ減量について118世帯のモニターにお世話になり、一か月当たり1トン程度減っている。

Q 鹿肉加工流通支援事業補助金として20万円計上されているが、ジビエ料理などの地域活性化に使えるか。

A 食肉の安全衛生基準が兵庫県で設けられており厳しい。

Q 野猿捕獲特別奨励金補助金の内容は、1頭につき、県、町からそれぞれ1万円。

Q 捕獲檻の設置は資格が必要なのか。管理は地元の方々がしているが手当てできないか。

A 原則として設置は有資格者のみ。地元の方々の協力が必要であることは認識している。

Q 野猿対策の威嚇射撃の出役手当は1回千円。効果があるのは実弾による威嚇射撃。空砲より実弾のほうが単価が高い。見直しできないか。

A 猟友会との打ち合わせでは要望は出ていない。

Q 猟友会会員からいろいろな声を聞いていく。見直すべきではないか。

A いろいろな機会に協議し、改善できるものはしていく。

Q 人・農地問題解決推進事業は国の施策である。町独自の色をつけるべきでは。

Q 新規事業の環境保全型農業直接支払推進事業の対象者は、エコファーマー認定を受けている農業者。

A 地籍課は職員10人、嘱託1人の体制。今後役場全体が120人体制になったとき地籍課の体制はどうなるのか。委託できるものは委託し減員すべき。

A 職員の業務の削減に取り組もうとしている。将来はある程度の減員は可能と思っている。

Q 年間間伐目標は300haなのか。

A 300haである。森林組合にもお願いし目標達成に向けて努力する。

Q 桜華園を公の施設とする取組状況は。

A 過去の経緯を調べたが設置条例を検討した事実はない。町費を入れており設置条例は作るべきと思っている。平成27年度中には結論を出したい。

Q 桜華園の下草刈りに毎年200万円を計上しているが見直しはしていないのか。

A 2社から見積もりをとっている。今年度中に精査する。

Q カーミンカレンダーとポケットカレンダーを作製しているが、あまり実用的ではないといった声が出ている。

A 大河内高原費で予算計上し、今年度も作成する。カーミンカレンダーは子どもには評判が良いように聞いている。ポケットカレンダーは町の知名度向上のためのもので、対外的に使用している。

Q 神河町イメージキャラクターである本堂亜紀さんを町民の方はほとんど御存知ないが。

A 対外的な観光プロモーションなどに同行していただいている。町民の方々に周知しきれていなかったのは事実。広報等で正式に紹介していく。

Q 区要望事業の3か年計画が終われば今後の取り扱いはどうなるのか。

A 3か年で重点的に実施したが、今後も可能な限りやっていきたい。

Q 中村区に若者向け低家賃住宅を建設予定だが概要は。

A 旧役場跡地を利用。平成27年度は新野駅前と同規模のものを予定。またその動向を見て28年度にも建設したい。

Q 1戸当たりで建設費を換算するとかなり高額である。戸建住宅でもよいのでは。

A 管理のしやすさなどのメリットがあり戸建の検討はしていない。設計監理費、用地取得費が入るのでどうしても高くなってしまふ。

Q 新野住宅では設計変更による約500万円の増額補正があった。設計監理者の選定も含めしっかりとやっていただきたい。

A 地元要望などもあったが、反省してしっかりとやっていく。概略図などができ次第、地元説明会を開催したい。

Q 道整備交付金事業の神崎・市川線で4千万円計上されているが補助金は1千万円。2千万円の町単独事業が発生しているのでは。

A 拡幅工事において一部補助対象外が発生している。全体設計をし

ていないので分からないが今後も発生する可能性はある。

Q 若者世帯住宅取得補助金の対象者は。

A ① 夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯。

② 婚姻予定者同士の合計年齢が80歳未満で住宅取得後6か月以内に婚姻予定の世帯。

③ 満15歳に到達して最初の3月31日までの間にある生計を一にし、かつ同居する子どもがいる世帯。

Q 若者世帯住宅取得補助金は周知期間もな

くいきなりである。ここ数年に建てられた方への救済はないのか。

A 政策調整会議でも検討したが、この制度は国の補助制度を適用しており、年度内申請、年度内完成が原則である。町独自の救済も検討したが、どこかで区切りをつけなければならず救済はしない。

Q 40番目の区として、しんこうタウンが新設されたが、集会所建設に対し補助はできないのか。

A ルールどおり、地元負担金3割をいただかなければならないが、土地は町有地を無償提供する。

Q さとの空き家活用支援事業の概要は。

A 平成26年度までは水回りの改修工事にか使えず適用されたのは1〜2軒。

27年度から要件が緩和され、空き家全体の改修に使用可能になる。ただし、県の予算枠は15軒程度しかない。

Q 急傾斜地崩壊対策事業は地元要望によるものか。

A 地元要望もあるが県からの指摘の場合もある。

Q 旧栗賀幼稚園舎を地元の方が利用したいと言われていると聞くが、耐震診断をしていない状態での利用はできないし、改めて耐震診断をすることも考えていない。

Q 神崎小学校で雨漏りしているの聞いたが補修はしたのか。

A 校舎の雨漏りは一度修繕した。今後は2年目の瑕疵検査の中で対応する。

Q 文化財保存事業の内容は。

A 文化財審議委員会、講演会、文化財の看板、福本遺跡の祭り、除草、併せて文化財活性化委員会事業として様々な調査をする。

Q 学校給食で神河町産の食材を何%使用しているのか。また更に使用率を上げるための方策は。

A 現在協議中である。近隣市町の例は併用しているところもある。

A 14〜15%程度。生産者組織との協議会で定期的に検討している。先進地ではJAの協力が大きい。今後はJAとも協議していきたい。

Q 町文化財保護条例があるが町指定の文化財は台帳管理しているのか。

A している。町指定の文化財は文化財審議委員の協議により、一定の基準で指定している。

Q 図書室運営事業の図書システム改修とは。

A 町民の方がインターネットでの蔵書検索を可能にする。

Q 防災行政無線システム整備事業が計上されているがCATVの告知端末は今後どうなるのか。

A 現在協議中である。近隣市町の例は併用しているところもある。

峰山高原スキー場関連

Q スキー場を建設することによって水質の変化や湧水の心配はないか、道路の除雪はどうするのか。

A 雪を固めるために塩は使わない予定なので水質は問題ない。水量も過去に年間10万人の宿泊客、キャンプ客が利用していた実績により問題ないと思っている。

該当エリアの雪解けを待ち、歩いて調査する。除雪費は27年度で250万円を計上している。駐車料金を除雪費にあてられないか協議していく。

Q 約8億円の大事業となるがグループ会議と政策調整会議を経て十分に検討したのか。

A グループ会議はしていない。政策調整会議では可能性の調査を進めていくと結論づけた。

Q 本当に大丈夫なのか、やっていけるのかと町民の方の声を聞くが、一定の見込みを立てているが、財源、ランニングコスト、将来負担は今後検討していく。

今後の調査、協議等の中で方向性を見据える。県の市町振興課はまず環境アセスメントの許可が先で、財源はその後の検討だと言われている。

Q 委員会でマックアーヌの収支計画書は頂いたが、町として財政シミュレーションはしているのか。最悪の場合の厳しい想定はしているのか。

A 64%の交付税措置、36%の町負担が最悪の場合と想定している。

Q 暖冬で積雪がない場合の想定は。

A していない。ここ数年、峰山高原は積雪が続いている状態である。また人工降雪機での対応も可能と考えている。

Q マックアースー社だけではなく、第三者による客観的な調査が必要ではないのか。

A マックアースーは全国で33か所のスキー場経営をしており、この会社以上にスキー場経営に詳しいコンサルタントはないと思う。

Q 雪が降らず、人工降雪機で全コースに1m積雪させるには、70台の24時間稼働で25日間かかり、予定されている貯水槽78杯分の水が必要と思うが。

A そこまでの想定は今のところしてはいない。

Q 調査に入る前にその事業がやっていけるかどうかの十分な検証は必要。そのためにはより客観的な資料が必要と思うが。

A 現時点で検証材料が不十分な状況だと言われていると思うが、2年の指定管理期間が切れるまでには新たな提案を

したいという思いで急いでいる。

冬場の観光客数が少ないことが最大の課題だがスキー場が実現すれば町にとってプラスとなると信じている。

Q 環境アセスメントとスキー場基本設計を切り離すことはできないのか。

A 1年間かけて環境アセスメントを実施するが、環境審議会への基本設計の提出が必要なため、並行して取り組みたい。

**平成27年度一般会計
予算に対する修正動議**

藤原日順議員より、大河内高原整備費のうち、峰山高原スキー場計画調査業務委託料の1300万円を削除するという内容の修正動議が予算特別委員会で提出されました。

原案賛成討論

三谷克己議員

修正案に反対の立場で討論する。

スキー場整備は、大企業なので、十分に議論すべきである。また、調査しなければならぬ項目も多くある。

峰山高原は、小田原川の源流地点なので、スキー場整備による水質変化や保水力に影響はないか。また、ホテルリラクシアで使用する水をスキー場整備後も確保できるのか。

アクセス道路となる4kmの町道の除雪対策はどうするのか。

整備費は約8億円と聞いているが増えることはないのか。財源である辺地対策事業債は間違いなく借りられるのか。

また、リフト等の保守費用も年平均一千万円と試算されているが、本当にこれだけの費用で済むのか。町財政を圧迫することははないのか。など多くの検討項目がある。

これらの課題も含めて、多くの人の意見を聴きながら是非を議論すべきである。

修正案は、多くの課題があり、十分に議論せずに、調査を実施することは、時期尚早ということであるが、多くの課題をすべてクリアしたとしても、環境審議会の許可がなければ事業実施できない。環境アセスメント調査は、約1年の日数が必要になる。

スキー場整備は、ホテルの新たな指定管理者からの提案が始まっているので、早急に向を決める必要がある。環境アセスメント調査と課題の検

討、議論を並行してやればよい。

スキー場整備は、予算特別委員会で、多くの議員から質疑がなされ、約2時間かけて審査をしているから、執行部も課題の検討、議論の必要性は十分認識していると判断している。

異論もない。町の発展、人口減少対策、雇用対策など、町長答弁にあったように多少のリスクであればやるべきだろう。

しかし、質疑の際に何度も発言させていただいたが、スキー場建設に関する資料があまりにも少なすぎるし、甚だ雑な資料であると言わざるを得ない。この資料からはリ

スクの想定が全くできないし、収支見込、ランニングコストも読み取れない。

一般財源から1300万円も使うわけである。やはり、ある程度完成度の高い収支計画、建設計画、維持計画ができてから、再度、提案していただき、審議すべきものだと判断する。

以上の理由により、私は修正案に賛成する。

私個人としても本当に利益が発生し、神河町に負担がかからないのであればスキー場建設に何の

修正案賛成討論

小寺俊輔議員

スキー場の計画自体を否定するものではないということを最初に申し上げておきたい。

委員会の審議を通し、町長始め、リラクシアの冬季対策にかける方々への熱意は十分伝わったし、理解はした。

また早急に冬季対策を講じなければ2年後のリラクシアの指定管理の期限切れとともに閉鎖せざるをえない状況に陥る可能性があることも理解している。

私個人としても本当に利益が発生し、神河町に負担がかからないのであればスキー場建設に何の

原案賛成討論

小林和男議員

私はスキー場をプラス思考で考えている。富を持って来るのは人だけである。人の行き来で富が運ばれ、我が町の将来が繁栄する。

スキー場が完成し5万人の利用客が増えることによる経済効果に期待する。また、スキー客が播但線を利用し、乗車率が向上し、福崎止まり列車の寺前への延長が見込ま

原案賛成討論

山下皓司議員

日本創成会議がまとめた「消滅自治体リスト」では、896自治体が消滅するというシヨッキン

グなものだった。これを受けて国においては、早急な対応が必要と地方創生法を制定、早速26年度の補正予算を編成し、地方に配分、当町でも地方創生に係る補正予算が組まれ、27年度から本格的な取組が行われることになる。

27年度一般会計予算案

れる。利便性が高まれば

姫路のベッドタウンとして居住者の増加が期待でき、更には、地価の評価額の上昇により町の財政力アップにつながる。

それに、県道加美穴栗線の通行量増加による、坂の辻トンネル早期実現へと将来の神河町にとって大きな発展の夢につながる。

何事始めるにも時期が重要である。今、石破地方創生担当大臣の言葉

に、地方創生の国家予算

は努力する自治体を応援する、と明言されている。スキー場建設費約8億円の財源は、地方創生元年のまさに今でこそ国家予算の配分が見込まれるのであって、今がチャンスである。

新規事業を始めるにはリスクもあり、将来の負の遺産と心配されているようだが、勇気をもってチャレンジするのに、今が絶好のチャンスである。

に峰山高原スキー場の可能性のための調査費が計上された。このことは、神河町に眠る資源を活用して、町の活性化を図り、消滅団体にならない、地域再生につながるものである。

峰山高原ホテルリラクシアの次期の指定管理者になる予定の㈱マックアースから提案を受け、早速県に相談、県として前向きな姿勢にあると聞いている。

提案を受けて2か月定

我が町の将来に豊かな

夢をもたらず、今、私たちがその判断をする瀬戸際に立っている。将来の町の豊かな夢を実現するために、原案賛成ということ御理解いただきたい。

予算特別委員会における平成27年度一般会計予算の審査結果

	審査結果	1 藤原裕	2 藤原日	3 山下	4 宮永	5 藤原資	6 廣納	7 小寺	8 松山	9 三谷	10 小林	11 藤森	12 安部
修正案	否決	×	○	×	×	○	×	○	○	×	×	-	-
原案	可決	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	-	-

○は賛成、×は反対です。11番藤森議員は予算特別委員長のため、12番安部議長は予算特別委員ではないため採決に加わりません。

平成27年度予算特別委員会の提言

1. 公平な住民負担と公平な住民サービスの徹底と情報提供を迅速に行うこと。
2. まち・ひと・しごと創生総合戦略について早急に策定委員会を立ち上げ、新たな担当部署により強力に取り組むこと。
3. グループ会議及び政策調整会議が有する政策調整機能の強化と、行政全般の運営方針を決定し、各課が連携するための組織として管理職会議が十分に機能するように努めること。
4. 直面する重要課題（地域医療・ゴミ処理・ケーブルテレビなど）については、町長の強いリーダーシップの下、組織一丸となって取り組むこと。
5. 重点施策の中で、昨年度目標に達し得なかった継続事業については徹底的に検証し、本来の目的達成の方策を探り実現すること。
6. 工事の施工管理監督と施工後における検査を十分に行い、不具合時には的確に対応し、品質の高い成果物となるように努めること。

第62回定例会の審議内容

農業委員会に2人を推薦

議会推薦の農業委員会委員として、次の2人を推薦することに決定しました。(敬省略)
なお、任期は平成30年3月31日までです。

氏名	太田 和仁
生年月日	昭和23年生
住所	柏尾
氏名	岸本 高明
生年月日	昭和30年生
住所	上小田

条例改正等の主な内容

「ゆず酒」による乾杯及び普及に関する条例

神河町の特産品である「ゆず」を使用したゆず酒に親しみ、生産意欲の向上を図るために、ゆず酒での乾杯の奨励により普及を促進するものです。

賛成討論 宮永 肇議員

現在、当町は観光戦略をもって活性化と地域再生を目指している。その中で最も効果的且つ有利に作用する特産品を生み出すことにもっと精力を集中すべきである。「ゆず」は、農家の方々のためめ努力により、今や特産品として知られ、まさに当町の気候風土がな

反対討論 藤森正晴議員

町の特産であるゆず酒の更なる普及を、我が町からとの思いは賛同するが、まだ販売店も限られ手軽に入手できない。単価も500mlが1300円とほかの酒類の3倍近く高く、親しみにくく時期尚早である。また、瓶のラベルのゆず酒の文字

せる成果である。今、これをきっかけとし【ゆず製品】の創出に向け住民の方々の関心と興味を高め、更に推進力になっていただくというひとつの道筋がつけられようとしている。まさに条例案の前文にある、地域産業への理解を深め、地域の財産である豊かな自然に感謝する心を育て、ひいては特産品の普及促進と生産振興につながるもの

賛成討論 小林和男議員

ゆず酒のラベルに町長の名前が入っている事が問題との発言に対してだが、これは特産物のトップセールスであり、良い事だと思ふ。町長は自身で商品名を筆書きし、名文字の落款を押ししている。文字も素晴らしい問題ないと思ふ。

のものである。乾杯は文字通り、杯に満たした酒を飲み干すことだが、喜びや感謝を共に分かち合う儀式儀礼として行われる習慣でもある。商品としての認知度と普及度合い、また時期尚早等の異論はあるが、地方創生の取組が始まるとき、まさに町の未来を語り合い、喜びを分かち合うための儀式儀礼に合うものとして賛成する。

特産物に自らの顔写真入りのラベルを貼り、トップセールスを行っている。地方創生元年の今、当町の気候風土に適したゆずの生産振興のためにゆず酒を造っても売れなければどうにもならない。そこで町長が筆を執り、自らの特技を活かして特産品に思いを込めた行為に私は拍手を贈りたい。むしろ、他の特産物にもこのように力を注いでほしい。私は町長自筆のラベルを称賛し、賛成する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、及び「教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例」

教育委員長と教育長を一本化する法律が4月1日から施行されることに伴い「表彰条例」、「特別報酬等審議会条例」、「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例」、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」、「教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例」を改正するものです。

これらの条例は、現教育長の任期が満了したときから施行します。

また、町長、副町長、教育長は給与カットをしていきましたが、特別報酬等審議会の答申に基づき、条例で定める金額に戻した上で、27年度中は

一般職員に準じ、2%をカットし、期末手当は一般職員に合わせ、支給率を0・15月引き上げる改正も併せて行うものです。

「職員の給与に関する条例の一部改正」

医師以外の職員の給料を平均で2%引き下げ、単身赴任手当は引き上げるものです。

「議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正」

特別報酬等審議会の答申に基づき、議員の報酬月額を合併当時の額（左表）に戻した上で、27年度中は2%カットし、期末手当も一般職員に準じます。

議長	315,000円
副議長	235,000円
常任委員長及び 常任委員	225,000円
議会運営委員長 議員	220,000円

「子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」

子ども・子育て支援法により、新しく幼稚園、保育所の保育料を定めるものです。保育料の額は規則で定めます。

「職員等の旅費に関する条例の一部改正」

有識者、講師等職員以外の者が、町の機関の依頼に応じ、旅行した場合に旅費を支給するものです。

「介護保険条例の一部改正」

第6期介護保険計画に基づき保険料を改正するものです。また納期を4期から8期に変更いたします。指定介護予防支援事業所の申請は法人に限定されました。介護予防・日常生活支援総合事業は29年4月から実施することとなりました。

「福祉医療費助成条例の一部改正」

26年7月に改正した母子家庭等医療費助成の所得制限額を元に戻すものです。

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

介護保険法等の改正により、介護予防支援事業所の基準を条例で定めるものです。

「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例」

神河町地域包括支援センターの職員・事業実施に必要な基準を定めるものです。

「国民健康保険条例の一部改正」

国民健康保険の出産育児一時金の産科医療補償制度分が引き下げられたことにより、国保分を引き上げるもので、一時金の総額42万円は変わりません。

「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」、及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」

介護保険法等の改正に伴い、地域密着型介護サービス事業所、介護予防サービス事業所の人員、設備、運営、支援の方法に関する基準を改正するものです。

「行政手続条例の一部改正」

行政手続法の改正により、行政指導や処分に対して「行政指導の中止の求め」、「処分の求め」の申出制度を新たに設けるものです。

「児童センター設置条例の一部改正」

児童センター「きらき館」を、子育て学習センター・おひさま教室事業の活動拠点にすることに伴う改正です。

「水道給水条例の一部改正」

民間活力を図るため、開発区域内での給水に係る開発協力金の負担を廃止するものです。

姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結

姫路市を連携中枢都市として、播磨地域の経済の活性化、魅力を高めるために、圏域の7市8町が連携協約を結ぶものです。

地域優良賃貸住宅建築工事請負契約の変更

新野駅前地域優良賃貸住宅建築で本体・外溝工事、535万320円を増額し、請負金額を2億1595万320円に変更するものです。

専決処分の承認
寺前小学校大規模改造工事請負契約の変更

井戸掘削工事で岩盤にあたり、作業が進まなかったために、27年1月31日から3月15日に工期を延長するものです。

平成26年度 補正予算の主な内容

各会計の補正予算の補正額は下記のとおりです。

(単位：千円)

会 計 名	補 正 額	補正後予算総額
一 般 会 計	△ 114,783	8,662,944
国民健康保険事業特別会計	△ 25,888	1,319,546
介護保険事業特別会計	25,570	1,282,821
土地開発事業特別会計	△ 23,371	59,830
老人訪問看護事業特別会計	0	107,640
産業廃棄物処理事業特別会計	6,480	18,602
寺前地区振興基金特別会計	33,792	65,825
長谷地区振興基金特別会計	47	11,803
水道事業会計〔収益的〕	△ 175	419,758
下水道事業会計〔収益的〕	985	789,083
公立神崎総合病院事業会計〔収益的〕	440	3,488,144

議案の審議結果

◆賛否の分かれた議案◆

議案番号	件 名	賛 成	反 対	議 決 結 果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					藤 原 裕	藤 原 日 下	山 宮 永	藤 原 資	廣 納	小 寺	松 山	三 谷	小 林	藤 森	安 部	
第5号	神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件	6	5	可決	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	×	-
第8号	神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10	1	可決	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第10号	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第30号	神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件	9	2	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	-
第31号	神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件	9	2	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	-
第32号	神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件	10	1	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	-
第33号	神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件	10	1	可決	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-
第34号	平成26年度神河町一般会計補正予算（第6号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第35号	平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第36号	平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第38号	平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第42号	平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第43号	平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第44号	平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第45号	平成27年度神河町一般会計予算	9	2	可決	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	-
第46号	平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第47号	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第49号	平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第51号	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第55号	平成27年度神河町水道事業会計予算	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第56号	平成27年度神河町下水道事業会計予算	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第57号	平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第58号	平成26年度神河町一般会計補正予算（第7号）	10	1	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

○は賛成、×は反対です。12番、安部議長は賛否同数の採決以外は採決に加わりません。

◆全員賛成で可決・承認した議案◆

議案番号	件名
第1号	専決処分をしたものにつき承認を求める件(神河町立寺前小学校大規模改造工事請負契約締結事項変更の件)
第2号	神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件
第3号	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
第4号	神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件
第6号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
第7号	神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件
第9号	神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
第11号	神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第12号	神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
第13号	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
第14号	神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
第15号	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
第16号	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第17号	神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法
第18号	神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
第19号	神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
第20号	神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第21号	姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件
第22号	神河町公の施設(神河町観光交流センター)の指定管理者指定の件
第23号	神河町公の施設(新田ふるさと村)の指定管理者指定の件
第24号	神河町公の施設(神崎いこいの村グリーンエコー笠形)の指定管理者指定の件
第25号	神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定管理者指定の件
第26号	神河町公の施設(神河町農村環境改善センター)の指定管理者指定の件
第27号	神河町公の施設(神崎木工芸センターかんだきキノキオ館)の指定管理者指定の件
第28号	神河町公の施設(神崎農村公園ヨードルの森)の指定管理者指定の件
第29号	神河町公の施設(神河町水車公園)の指定管理者指定の件
第37号	平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)
第39号	平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第3号)
第40号	平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第2号)
第41号	平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算(第2号)
第48号	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第50号	平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算
第52号	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第53号	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第54号	平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算

承認番号	件名
第1号	神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対策推進行動計画策定の件
第2号	神河町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定の件
第3号	神河町第4期障害福祉計画策定の件
第4号	神河町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の件

発議番号	件名
第1号	神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

平成27年度一般会計予算に対する討論（本会議）

原案反対討論

小寺俊輔議員

過日の予算特別委員会の町長答弁では環境アセスメントと並行して詳細な収支計画、財政シミュレーション等を行うということだった。

しかし、もし環境アセスメントの結果が、スキー場建設に問題なしとなれば、なし崩し的にスキー場建設に向かうという懸念はないのか。

また再三再四、町の一般財源は使わないと言われているが、その確約はどこでとりつけられたのか。辺地債の7割が交付税算入、不足分はスキー場売上げの2割を町に入れていると聞いておられるが、その契約はいつ結ばれたのか。私の知る限り、そのような契約が結ばれたことは聞いていないし、もし契約しているのであれば非常に問題だと思つた。

スキー場を建設したと

すれば、公共施設であり、当然、指定管理は公募により決定されなければならぬ。当局はあたかも管理者が既に決定しているような発言を何度もされている。

私の理解不足、勉強不足かも知れないが、公正の原則から考えると甚だ不適切ではないのか。このように不透明なまま町民の方々の理解を得られるのか。

建設費が約8億円にもなる事業である。町費であるうが、国費であろうが税金による事業に変わりはない。大切な税金を投入するわけなので、慎重の上にも慎重に検討し、その上での判断が妥当であるうし、そうあるべきだと思つた。

議員皆様方の賢明な判断を期待し、反対討論とする。

原案反対討論

藤原日順議員

今回の調査&基本設計は手始めであつて、スキー場計画が本格化すれば、総額8億円を超える大事業になる。また、環境アセスメント調査及び環境審議会で否認されない限り、当局側は既定路線として、そのまま突っ走る可能性が高い。だから、「調査ぐらいなら良いじゃないか」というように甘く考えておれば、取り返しのつかない事態に陥る可能性が高い。

「神河町にとって、本当にスキー場が必要なのか」という点を、今の段階から考えておく必要がある。既にスキー場施設があつて、管理運営に窮している状況であれば、又は、管理会社側が全て設備投資するのであれば、運営委託も一考に価する。利益を追求する株式会社のために、どうして神河町

が投資しなければならぬのか。或いは、予定地のすぐ近くまで民家があつて、生活道路の除雪が、そのままスキー場へのアクセス道路の確保になるのなら、まだ良からう。しかし、スキー客だけのために、4kmの距離を町費で除雪することが、神河町にとってプラスなのか。

また、5万人余りと甘く見込んでいるスキー客数の当てが外れた場合には、無用の長物となるリフトのメンテナンス及び廃棄処分費用等の全てを町が負担することになる。株式会社は、決してその責任を取ってはくれない。さらには、「県の全面的な支援を受けて」という当局の説明は、勝手な思い込みによるもので、全くの眉唾物である。

山名町長は、「スキー場は旧大河内町民にとって長年の悲願であり、夢

であつた」と言うが、その夢を見るために貴重なお金を使つつもりなのか。8億円を使い、子孫に厄介事を押し付ける気が。仮にスキー場へ沢山のお客さんが来たとして、町民の皆様が経済的に潤い、精神的にも満足できるのか。私は決して、そうは思わない。

「ある程度のリスクを覚悟して取り組まなければ、成果物は得られない」という言い分も一理あるう。しかし、少しでもリスクを減らすために、事前に十分な検討を加えて判断するのが、責任者の取るべき姿勢である。さらに、子孫に負の遺産を残さないことは親としての最低限の務めでもあると考える。

少なくとも、管理会社の説明を丸呑みしないで、まず「スキー場経営の収支見込み」についての詳しい資料を作成して方向

を見定めるべきであつて、それも行わずに調査、基本設計に入るのには、余りに拙速であると言わざるを得ない。

原案賛成討論

小林和男議員

何事も新しい事業を始め方には、様々な見方考え方があろう。プラス思考かマイナス思考で、大きく変わる。私はスキー場をプラス思考で考えている。スキー場が完成し、5万人の利用客が増えることによる経済効果、播但線乗車率アップによる福崎止まり列車の寺前への延長、更には、県道加美穴栗線の通行量増加による坂の辻トンネル早期実現へと将来の神河町にとって大きな発展の夢につながる。

何事を始めるにも時期が重要である。今、石破地方創生担当大臣の言葉に、地方創生の国家予算は努力する自治体を応援する、と明言されている。スキー場建設費約8億円の財源は、地方創生元年のまさに今でこそ国家予算の配分が見込まれるのであって、今がチャンスである。

新規事業を始めるにはリスクもあり、将来の負

の遺産と心配されているようだが、勇気をもってチャレンジするのに、今が絶好のチャンスである。



冬の峰山高原

神河町公の施設指定管理者

施設名称	指定管理者	指定管理料(年額)
神河町観光交流センター	神河町観光協会	900,000円
新田ふるさと村	新田ふるさと村管理組合	なし
神崎いこいの村グリーンエコー笠形	(株)グリーンエコー	なし
神河町グリーンエコー笠形体育施設	(株)グリーンエコー	7,200,000円
神河町農村環境改善センター	(株)グリーンエコー	3,600,000円
神崎木工芸センターかんざき ピノキオ館	(株)山田當農	3,000,000円
神崎農村公園ヨーデルの森	(株)クラウデイト	なし
神河町水車公園	農産物消費組合	3,000,000円
峰山高原ホテルリラクシア	(株)マックアース	なし
ホテルモンテ・ローザ	(株)田舎暮らし	3,000,000円
わくわく公園	(株)長谷	1,555,200円

※指定の期間は各施設とも平成27年4月1日～平成29年3月31日まで

子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進行動計画策定

子ども・子育て支援法に基づき、5年間の子ども・子育て支援事業と次世代育成支援対策推進行動計画を策定するものです。

高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定

高齢者に対する福祉の実施等に関する計画と3年ごとに策定する介護保険事業計画を策定するものです。

第4期障害福祉計画策定

第3期計画の期間満了に伴い第4期計画を策定するものです。

新型インフルエンザ等対策行動計画策定

国・県の行動計画策定を踏まえ、町としての計画を策定するものです。

委員会の動き

総務文教 常任委員会

2月12日、委員8人全員の出席の下、委員会を開催し、各課の所管事務の事業執行状況調査を行いました。

主な内容は次のとおりです。

情報センター所管

CATVの今後の運営方式・あるべき姿の検討状況や、視聴率向上に向けた番組編成改善への取組等の説明を受けました。

Q 今後の運営方式（あるべき姿）を検討するために住民アンケートを行う方針だったが、その進捗状況はどうか。

A 当初住民の方々の意見を聞き、その方向性を出す予定であったが、その方向性を町が示すべきか否かについて、いろ

いろな考え方もあり、未だ設問内容が確定していない。

Q 住民に、CATVの利便性や改善に伴う経費も合わせて必要になってくることの理解も得られるような設問も必要ではないのか。

A 指定管理方式も含め、公設公営から民設民営まで多くの運営方式があることから、判りやすく判断しやすい資料になるよう再度作成する。

総務課所管

組織体制の強化の取組状況や総合人事管理制度の確立等の取組状況について説明を受けました。

Q 地方交付税が、合併10年後から5年間で徐々に減少されていくが、新聞紙上に総務省の改訂情報が掲載されていたが、どのように改訂されるのか。

A 支所機能の存続に加え、従来の人口密度要素と面積要素も加味し、減少幅は当初見込み額を10割とすれば7割程度まで軽減されるようだ。

Q 病院北館改築後の長期財政シミュレーションはどうなるのか。

A 27年度中に北館のあり方等を検討し、それに基づいて設計に入る予定である。

Q 職員数削減により、マンパワー不足をどう補足するのか。

A 人材育成の目標は住民サービスの向上のため、どのように対応すればよいのかを自然に考察でき、行動できる職員に育てることである。それに向けて人事評価検討委員会等でスケジュールを示しながら取り組んでいく。

Q 常任委員会で出た意見や提言が、どのように活かされているのか。

A 常任委員会から出た意見や提言は、まず担当課が、管理職会議で

既に収集している情報も含め、どう活かすのか検討する。その後、グループ会議や政策調整会議で更に検討を加え、改善策を模索していく。

Q 婦人会組織が解散となったことから、女性層からの意見が解散前に比べ聴きにくくなったように思うが、その対応策をどう考えているのか。

A 男女共同参画の考え

方からも、そういう面にも配慮して対応していきたい。

会計課所管

公金管理状況の説明を受け、適正に公金管理されていると判断しました。

税務課所管

収納状況や、無申告者に対する取組状況の説明を受けました。

今回の調査では、特筆すべき質疑等はありませんでした。

教育課所管

学校教育係所管事業、社会教育係所管事業、地域交流センター及び給食センターの事業執行状況と合わせ、教育現場の状況についても説明を受けました。

Q 学校施設整備関係で不適切な施工箇所も一部見受けられるが、どのように監督しているのか。

A 現場を再確認の上、不備があれば適切な指示をする。

Q 最近、学校給食でダイエットを意識してか、時々白米ご飯が多く残るとのことである。どのような指導をしているのか。

A 炊き込みご飯やカレーライスよりも、白米ご飯が多く残っており、校長会を通じて各担当教諭から適切な指導をしていただけるように申し入れる。

Q 通学合宿について、保護者の方にアンケートされたが、結果はどうだったのか。

A 約9割の方から、「良かった」と高い評価をいただいた。

民生福祉 常任委員会

2月6日、委員8人全員の出席の下、委員会を開催し、各課の所管事務の事業執行状況調査を行いました。

主な内容は次のとおりです。

公立神崎総合病院所管

Q 患者数の減少などに伴って医療収入も減っている状況にあるが、一般会計からの繰入金は、限度内で収まるのか。

A 今年度末の見込みでは、2億円ほど内部留保資金を充当しなければならぬ状況にある。一般会計からの繰入金については、基準内繰入金の5億円以内を希望する。

5億円以内を希望する。

Q インフルエンザ感染予防のための面会禁止についての告知放送が昨年末から続いているが、「神崎総合病院に行く」と感染するのでは」との不

安から他の病院に行かれる方もいるのではないかと懸念されているが、

A 今年度は多くの病院でインフルエンザの院内感染が起こり、大変な状況になっている。当院においても12月末に、職員と患者を併せて46人が発症したため、保健所と連携しながら収束に取り組み、現在では院内での蔓延という状況にはない。しかし、世間での蔓延が収まるまでは院内での感染を防ぐ取組の継続が必要と判断し、面会禁止とマスクの着用のご協力をお願いしている。

委員会の要望として、今回の病院側からの告知放送の効果は認められるものの、町としての積極的な取組が感じられなかったことから、今後においては病院と健康福祉課との連携強化による町民への的確な対応と情報発信をするよう伝えました。

信をするよう伝えました。

Q 町長が病院の医師や職員に対し、病院の移転新築ではなく、北館建替の方向で進めると説明したとのことで、医師・職員のモチベーションの低下が懸念されるが。

A この2年間、先生方には「何とか移転新築になるであろう。して戴かなければ」との思いで過ごされていたので、かなりショックを受けておられる。しかし、北館建替の結論が出た以上、職員全員が気持ちを切り替えて前向きに進むように努めたい。

Q 医師の確保に向けてその後の取組は。

A 兵庫県や地域医療活性化センターの考えでは、今後は実業を中心に医師の充足をしていくようなので、危機感を持っている。巻き返しを図れるよう頑張りたい。

委員会として、病院管理者である町長が先頭に立ち、一丸となって医師確保のために更なる努力をするよう要望しました。

健康福祉課所管

確保のために更なる努力をするよう要望しました。

Q 課としてのインフルエンザに対する取組についての考え方は。

A 課としては、病院の放送以前の「手洗い・うがいの徹底」や「マスクの着用」についての告知放送と、小・中学校や事業所へのポスター配布を実施したが、もっと横の連携が必要であったと反省している。

Q 中播福祉会運営助成事業について、1市3町による再検討が必要であるとのことだが、その内容はどのようなのか。

A 中播福祉会は姫路市と郡内3町で運営しているが、他の施設から助成のあり方についての不満の声を聞いている。しかし、設立当時は郡内に障害者施設がなかったための共同出資という経緯がある。現在の市町との関係状況と将来的なことも含めて検討が必要であると考えている。

あると考えている。

地域局所管

1月の住民福祉グループ会議では、地域局と健康福祉課の統合を再確認したが、今後、行政組織委員会が検討していく、との報告を受けました。また、日曜窓口は当分の間、支庁舎のみでの開設となるということです。

住民生活課所管

を開催した。6割の子どもの「球技大会はどんな形ともなっても継続してほしい」との意見を尊重し、27年度は現行どおりのバレーボール・ソフトボールの種目で6月20日に開催する予定であるとの報告を受けました。

Q 消防団の再編の進捗状況は。

A 平成28年度から7分団32部制に組織再編する。また、県からは団員に最低でも1万円以上の報酬を支給するよう要請があり、報酬額や出勤手当について改正案を作成して、消防審議会を経て条例改正をする。

① クリーンセンターの交渉状況については、「前之庄で予定されている産業廃棄物最終処分地の件で反対運動が起きており、計画がストップしている状況である。受け入れが困難な場合は、市川美化センターや網干エコパークを運営している姫路市に委託したい。いずれにせよ、市川町と歩調を合わせて中播北部クリーンセンターでの管理者協議を行い、順を追って行動していきたい」とのことでした。

② 子ども会の球技大会について10月にアンケートを行い、2月に理事会

産業建設 常任委員会

産業建設常任委員会は1月16日と1月22日に所管の事務事業の現地調査を行い、それぞれ担当者より説明を受けました。

また、2月2日には委員8人全員出席の下、事務調査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

地域振興課所管

《地域振興係》

Q 電源立地地域対策交付金は今後も確保できるのか。

A 2年前に約1割減額された。これ以上減らないように、国に要請していく。

Q JR播但線の福崎止まり便を寺前まで延長する件だが、目途がたない。たつの市の例に倣い、町が何らかの財政支援をしてはどうか。

A 仮に福崎寺前間延長の運行費を全て町が負担すると1日あたり約

80万円必要となり、財政的に難しい。JRに要望は続けながら乗車率の向上を図りたい。

Q ゆず酒等による乾杯条例だが、ゆず酒は1社しか生産していない。未だ町内で普及しているとは言えない。条例は必要か。

A ゆず酒は、我が町最大の特産品（昨年80トン生産）であるゆずを原料としている。条例はゆずの生産振興が目的である。また、ブルーベリー酒も生産量が増えれば条例の中に加えたい。



Q コミュニティバスのダイヤが改正された結果、以前より不便になった地域があるのはなぜか。修正できないか。

A 限られたバスの台数と路線の乗車数を考慮して、町内全域を均等に配置できるよう検討委員会では決めている。ダイヤ改正に伴う路線変更の結果なので理解願いたい。

Q 若者世帯住宅取得の補助金制度の上限額は100万円の根拠は。

A 若者世帯家賃補助制度では、最大で月2万円の5年間で120万円となる。これを基準にして100万円とした。

《農林業係》

Q 神崎フードでは年間700トンもの米を消費しており、しかも仕入れ価格は250円/kgと高い。町内産を納入し、町内農業の振興を図れないか。

A 仕入価格は玄米ではなく精米での価格なので高くはない。町内産の納入については、当町は高級品種の「コシヒカリ」の栽培が多く、それでは神崎フードの採算が合わない。多収穫米の「日本晴」を栽培すれば可能性があると試算するが、実現に至っていない。

Q ナラ枯れの対策の範囲に含まれる樹種は。

A ミズナラ・コナラ・クスギ・クリ・アベマキ・カシ等が虫がつきやすい樹種である。

《商工観光係》

Q 峰山高原のスキー場建設計画のための調査費用はいくらか。また、その費用をスキー場を管理委託する業者の負担にできないか。

A 環境事前調査に900万円と、スキー場基本計画に400万円を見込んでいる。また、この費用を業者に負担をさせるという考えはない。

Q スキー場を経営して利益を上げるのは企業なので、企業にもっと負担してもらえないのか。

A 賃借料として年間3千万円を徴収する予定だが、上積み協議をしていきたい。

Q マックアースがスキー場で採算がとれる自信があると言っているが、なぜ自前で建設しないのか。

A 民間企業が県立自然公園内でスキー場を建設するには県の許可が下りないので、町が地域創生のために申請するということである。

Q スキー場の建設により敷地内にあるキャンプ場が廃止されることになるが夏場の減収にならないか。また、水道、電気、進入路の除雪、降雪機・照明器・リフトのメインケーブル等のメンテナンスを心配するが。

A 多くの課題があるが基本計画の中で検討していく。

Q 峰山高原の進入路の除雪費を80万円から250万円に増やす理由は。

A 今までは道路公団の払い下げを受け、上小田の活性化組合に除雪を依頼していた。しかし、除雪車が修理不能となったため、やむなく業者に依頼するものである。

地籍課所管

Q 山林の地権者が自主的に境界杭を打ち、事前調査をした場合、地籍調査の際には有効活用されるのか。またこの場合、地籍調査が10年先の地区でも活用は大丈夫なのか。

A 簡単な地図と双方の立ち合い人の写真と、杭の番号を照合すれば、10年経過していても大丈夫である。

Q 山林部地籍調査は今年から4班の体制としているが、1班に役員職員は1人なのか。

A 現地調査は森林組合に発注し、役員職員は1班に1人で監督の任務にあたる。

Q 27年度から実施の山林部の地籍調査の人員体制と班割は。

A 役員職員1人と森林組合から2人、それに、地元の推進委員2人の5人を1班とした4班体制である。

上下水道課所管

Q 水道施設の更新計画は。

A 国の方針として今の簡易水道や特設水道の施設を整備し、平成29年4月より上水道に一本化の方針が示された。

そのため、27年、28年の2か年で、7か所8億円規模の事業を補助を受けながら実施する計画である。

Q 下水道施設で鍛冶地内の市川より神崎エリアに隣接している地域は、現状では市川を越して大河内エリア内の処理場へ接続されている。それを神崎エリア側の処理場へ接続し、コスト削減ができないか。

A 以前からの課題であった。今後検討し実施したい。



建設課所管

Q 猪篠地区にある町道今西峠線の橋は明治6年頃に馬車道建設に合わせて基礎工事が行われているようである。

橋を架けなおす際に明治の土木技術の痕跡を調査し、歴史史料として残せないか。

A 基礎はそのまま残り、橋台から上部だけを取り替えると思うので、歴史的価値のある部分は残る。工事の際には専門家の指導を受け、歴史的な部分を残すよう配慮したい。

Q 寺前地区内の町道水走り中河原線の工事はまだ長引くのか。

A 農地が購入できれば橋の部分だけでも工事にかけ、少しでも使いたいです。

Q 道路橋梁維持費の1500万円減額補正の理由は。

A 寺前停車場線に舗装の予算を組んでいたが、電源立地地域対策交

付金で幾分か舗装できたので減額した。

Q 裏山防災の申請者は区長なのか。

A 個人の裏山であつても区長が申請し、区と町、県の応対となる。

Q 長谷地内での急傾斜地崩壊対策事業は地元負担金がゼロであり、負担金ゼロの要綱が必要ではないか。

A 特に要綱で定める必要はない。

Q 管理責任の特定のため、町内の河川全ての台帳を作成するべきではないか。

A 準用河川台帳を作り、河川の管理者を明確化したい。



平成27年度予算における重要施策について 新規事業も多くあるが町長の考え方は

町長 人口減少・雇用確保対策が重要

6人が登壇 いっぱん質問



廣納 良幸 議員

A 山名町長 人口減少対策が一番の課題と考える。町の将来や国の将来に大きく影響を及ぼす課題であり、町の存亡にかかると重要な課題である。それを支えるのが何と云っても雇用対策である。

播磨圏域を中心とした通勤圏域の中で定住を考えること、地域内に雇用を創出することが必要である。

観光政策は投資やリスクも含め、経済状況に大きく影響されることもあるが、どの自治体も生き残りをかけて取り組んでいる。従来からの農林商

工観光に加え、神河の魅力ある交流施設や高原・名水・歴史を中心とした地域資源を活用して人を呼び込み、地産地消から地産他消へ地域経済を動かすことが雇用にもつながると考える。

これまで子育て世代への支援として、中学生までの医療費の無料化や若者向け家賃補助などを行ってきた。27年度はそれに加え新築や中古住宅を取得された若者にも、土地を除く住宅取得にかかる費用を支援する。これらはすぐに効果があがるように実施しているが、我が町への定住者が増え、町に活気が出てくれば、また更に人を呼び込むことにもつながっていく。

人口減少対策の新規事業では、新野駅前若者向け低家賃住宅に続き、27年度は中村区の旧役場跡地に、更に12戸の住宅を建設する。

観光事業では特に冬場の高原の魅力開発のために、県から全面的な支援を受け、峰山高原でのスキー場建設の可能性調査にも取り組む。地域・観光施設の魅力発信と連携強化からの誘客促進、JRの利用促進・利便性向上・播但連絡道路のETC設置により、更に神河町での滞在時間確保にもつながると考える。

A 山名町長 クリーンセンター稼働停止後の施策として、「くれさか環境事務組合」に公文

書にて、平成24年11月13日付で委託の申入れを行い、受理していただいている。



平成29年度末に使用期限が迫る
中播北部クリーンセンター

町長

くれさか環境事務組合に打診を

ごみの広域化はどのように

町長

町内の重複施設等の更新・統廃合・長寿命化はどのようにするのか
有識者等から意見を
聴かせていただく

A 山名町長 公共施設の更新等を計画的に行い、重複する施設を解消するとともに財政負担

軽減・平準化を図るための総合管理計画を策定していきたいと考えている。

ふるさと納税制度 もっと攻めの姿勢で

町長

数多くの返礼品を用意することで
ふるさと納税の増加を図っていききたい



小林 和男 議員

Q 神河町ではふるさと納税で3千円相当の特産品を返礼しているが、ふるさと納税で多くの税収を得ている自治体は、寄附金の5割分の特産物を贈っている。そこで、神河町でも納税額の5割に増額した方が税収アップになるのではないか。

A 山名町長 3千円から5千円に引き上げる。現在その品物の選定を商工会で各商店に検討していただいております。数多くの返礼品を用意することで、ふるさと納税の増加を図っていききたい。また、5割還元については、今後、前向きに検討する。

Q 町の具体的な課題と解決のための目標額を提示し、全国に寄附の協力を呼びかけてはどうか。たとえば砥峰高原のススキの衰退が危惧されている。その原因は山焼きの火力が強すぎるため、ススキを刈り倒してから焼けば良いと言われているが、人力では到底及ばない。そこでバックフォアに草刈り機を装着した機材により、草刈作業を機械化できるが、機器の購入や維持費に費用がかかる。ふるさと納税を利用し、目標額を見積り、ススキの育成の環境整備のために、寄附金の協力を呼びかける。他にも、峰山から砥峰間のハイキングコースの整備も、丸木橋の架け替えや、ぬかるみコースの整備等に

困っているためいくらかかるか目標金額を提示して協力を募れば、本制度の利用で実現の可能性がある。このような提案の仕方でも成功した事例は全国には多くあるがどうか。

A 山名町長 ふるさと納税を活用してススキの草原を維持管理、またハイキングコースを整備することについて、関係機関と協議・調整しながら検討しなければならぬが、全国各地で特色ある取組もされており、ふるさと納税の更なる情報発信に取り組む。

困っているためいくらかかるか目標金額を提示して協力を募れば、本制度の利用で実現の可能性がある。このような提案の仕方でも成功した事例は全国には多くあるがどうか。



ふるさと納税で砥峰のススキを元気に

我が町の女性雇用の促進は

町長

男性、女性同じレベルで選択する

Q 「男女共同参画事業は、神河町での女性の登用を増やし、女性の雇用促進を図る」となっているが、どんなビジョンをもって計画を作成しようとしているのか。

A 山名町長 地方創生戦略先行事業の交付金を受けて策定するものであり、神河町におけるビジョンは、人口減対策

として、「女性が安心して職場や地域で活躍できるまち」をイメージしている。事業案としては役場内部での女性職員の管理職登用や各種委員会等の登用、企業等との連携による啓発など、男性・女性も同じレベルで選択ができる社会づくりを目指す。

U-Jターン助成とは

町長

求人情報を提供し人口増を図る

Q 就職支援事業の中でU-Jターン助成事業とあるが、その内容はどのようなか。

A 山名町長 町内出身の大学生やU-Jターン希望者に地元企業の就職情報を発信するものである。また、地域おこし協力隊等のU-Jターン希望者にも、求人情報を提供し、神河町に住ん

でいただける方を増やしていきたい。まずは、職業安定所の雇用情報を町のホームページにリンクを張っての情報提供から進め、商工会とのリンクや、姫路市を中心に郡内合同の就職説明会の情報等についても神河町の就職情報として提供できようかな仕組みを考えていきたい。

送致された文書は公選法に抵触していないのか

町長

特定の人物への投票依頼をしているわけでもない



藤原 資広 議員

Q 「神河町長山名宗悟」名で自ら署名し後援会会員の方等に郵送された文書は、通常公文書扱いとすべきものと考え、この文書に記載された内容は、事実と相違ないのか。このことについて、2月の区長会でも発言があったように聞いている。また、記載内容を見る限り公職選挙法に抵触しているようにも見受けられるが、公人である「神河町長山名宗悟」名で郵送することに問題は無いのか。

A 山名町長 私の後援会に入会いただいたりしている方や、日頃支援いただいている人などに限定して出したものである。これは、あくまで政治活動の一環で、公職選挙法を順守して対応している。

Q 数年前現職のある大臣が、酷似した行為で参議院本会議で問責決議されたこと、また最近県内でも酷似の事件があり、その職を辞された例もあった。対外的にも悪影響が出ないよう十分留意して行動してほしい。

A 山名町長 選挙違反とは、告示前に特定の選挙で特定の人物が当選することを投票依頼する行為である。現在その特定期間でもなく、また特定の人物でもないため、違反に値する行為とは全く思っていない。

Q 日本創成会議が公表した「消滅の恐れ」のある自治体リストの中に神河町の名があった。高齢化社会を迎えていく中で、町の進めるべき方策とは、今、国が地方に目を向けている好機を生かすことである。短期的な景気浮揚施策よりも、地道で継続的な施策で着実に町の活性化につなげていける、正に「地域創生」と言える施策に重きを置いた計画づくりをすべきと考えるがどうか。

A 山名町長 これまでの施策に加え、観光振興のウイークポイントだった冬場の魅力アップの大きな戦力として、峰山高原でのスキー場開発を検討している。経営改革のみならず、町全体の冬の地域経済の活性化につながる大きな取組になると期待している。

Q 病院の新築移転検討時に作成した20年間の財政シミュレーションで明らかになった課題は、町存続のためには、観光施設も含め類似施設の統廃合が必須であるということだった。

A 100年先を見据えた町のランドデザインをしっかりと描き、夢のある町を目指すのなら、約9割が町外利用者である観光振興策に重きを置くよりも、将来の人口構造でも経営可能な町民主体・主動のベンチャー産業の育成こそが、町民向けの最も重要な施策にな

ると思うが。

A 山名町長 地方の特性を一番よく知る地方が主体となり計画づくりをすることで、地方の特性を活かした「オンリー・ワン」の施策となり、地方を活性化し、若者の定住を促進しようとするものである。

また、環境保全や安全安心のまちづくりを目指していくには、林業施策は欠かせない。

目的達成に向け長期的な計画づくりも必要なことから、100年先を見据えた町のランドデザインを展望した取組は必要だと考えている。

町長

息の長い地域創生の施策を重きに
着実に進めている

地域経済への波及効果策は

町長

町の誇る観光資源を最大限活用



三谷 克巳 議員

Q 27年度の重要施策で、観光交流人口100万人を目指しているが、交流人口を増やし、地域経済に波及させ、人口減対策、地域活性化につながるなければ意味がない。毎年、そして四季を通じての安定的な入込客の確保が大事である。

そのためには、神河町の魅力、独自性を確立し、ファンをつくっていく必要があると思うが。

A 山名町長 約70万人の観光交流人口があるが、今以上に取り組む必要がある。町の景観や魅力に触れ、ここに住んでみたいという人が増えている。それが田舎暮らし施策に結びつき、空き家の利活用も進んでいる。

かみかわブランド開発

支援事業は、10事業者から商品が出てきている。今後は、その商品をパージョンアップさせる仕組みづくりや新たな起業者の育成を進め、町内の経済循環を目指したい。

安定的な入込客の確保のため、地域・観光協会・町が一体となって、年間30以上のイベントの実施など多くの取組をしている。

また、神河町応援隊には298名、高原ボランティアガイドに17名が登録され、かみかわファンクラブ田舎暮らしメール会員には、293件の登録がある。

Q 観光資源である自然、産業、歴史、文化などをどう活用するか。

A 山名町長 映画やドラマ、CM等の撮影誘致により、マスコミへの露出度が増え、知名度向上とイメージアップが図れている。

Q 観光施設をどう整備・運営していくか。

A 山名町長 観光施設間での情報共有を目的に、施設管理者、観光協会、商工会、行政による観光連携会議を開催している。今後は観光施設を一括りにできるような仕組み（組織）も必要になってくる。

Q 集客につながる情報を町外にどう発信するのか。

A 山名町長 インターネット、観光ナビ、観光キャンペーン、マスメディアへの情報提供や広告、旅行社等への営業、各種イベントの実施、また、県等との合同観光キャンペーンへの参加など積極的に行っている。

Q 地域経済活動は、住民自らが行っていくことではあるが、関係者は、生産品目、需要量、流通、仕入れ、販売方法など、一定の方向性が見えなければ、なかなか取り組めない。

行政がイニシアチブをとり、その方向性を示す中で、関係者や住民が共通理解して事業実施しなければ波及効果が望めない。地域経済に効果が表れる具体的な事業、手法を考えているか。

A 山名町長 行政がイニシアチブをとる必要があることは、指摘のとおりである。

その中で、「神河弁当」「ゆず酒」「自然薯だしとろろ」は、行政も関わっている。「カーミン」関係プロジェクトは戦略を持って、グッズの作成、販売、各小売店や企業へのキャラクター使用依頼なども行っている。

また、食の名物づくりや市場開発を目指し、「ごっつおさん研究会」を立ち上げた。

冬場対策としての峰山

高原でのスキー場整備を考えている。

事業の具体化には各種規制があり、関係部署との協議・検討が必要である。具体化できるとしたら、企業、地元区、町観光協会や商工会などとの受け入れ体制と観光経済戦略を検討しなければならない。

町の誇る観光資源を最大限活用して、官だけではできないことを、民間の知恵、ノウハウの中で共同展開を図ることで、観光・交流施設への人の流れが促進され、地域経済への波及効果、相乗効果につながる。

地方創生は人材育成の取組から

町長 職員は、担当業務に対してプロ意識を持つこと



宮永 肇 議員

Q 消滅都市から地方創生に向けてどう変えるか。まず自分たちの住む町の未来を思うビジョンを共有することから始まる。人の資質を変え、仕事の質を変えることで住民の意識が変わり、町が変わるといいますが、その取組はどう進めるのか。

A 山名町長 私は職員に「自分の町を知ること、地域の方と一緒に汗をかくこと」を求めている。そうすることにより、我が町の素晴らしいところを再確認するとともに地域課題なども見えてくる。

そのことが最終的には、様々な事柄について住民の皆さんと意思を共有することができ、また、我が町を愛することにつながっていくものと確信している。

また一方ではそれぞれの担当業務に対し、プロ意識を持つことを求めている。各担当業務について、自分はプロであるという自負を持ち、常に調査研究を怠らないことにより、各種行政課題に対し、適切な方向性を提言でき、また実践できる能力を身につけておくことが必要である。

このような基本的な考え方や取組姿勢については、副課長以上で、月1回開催している管理職会議や、全職員を対象に年2回開催している職員会議で繰り返し指示している。また組織的な取組としては、以前から伝えていたとおり、目標管理や人事考課にも取り組み、常に目標達成や質の高い行政運営を目指している。

今、最重要課題である地方創生における「まち・ひと・しごと総合戦略」策定において求められている数値目標や事業評価については、まさにこれまで町が議会議員の皆さんの御助言をいただいたながら取り組んでいる行政経営システムであり、当町においてはしっかりとその準備はできている。

行政と議会、そして地域住民の皆様と共に、50年から100年のグランドデザインを描き、インパクトとスピードある取組を実践し、「住み続けたい町、神河」を実現したいと考えている。

また今年度は従来の研修に加え、TQM「職場改善活動研修」に取り組んでいる。これは各課単位でそれぞれが改善項目と活動計画を定めて取り組み、その結果を評価していくもので、本年度は、まず係長クラスと管理職を対象に実施した。この研修はトップダウンでの職場改革ではなく、それ

ぞれの課において、自らが改善策を考え、実行していくやり方なので、その効果が出るまでは少し時間がかかる。しかし、必ず組織力のアップにつながるかと期待している。最も大切なのは、「何のためにやっているのか」

という意識である。しっかりととした目的を持ち、物事を点ではなく、線として、面としてとらえていくことが大切である。引き続き「住み続けたい町、神河町」の実現に向け、職員一丸となって取り組む。



職員会議の様子

介護保険制度改正により 要支援1・2の方のサービスはどうか

町長 29年度実施に向け、この2年間で検討し、準備していく



松山 陽子 議員

Q この度の介護保険制度の改正により、要支援1・2の方は通所介護事業（予防デイ）と訪問介護事業（予防ヘルパー）の利用ができなくなる。当町は、平成29年4月から町独自の事業に移行する予定とのことだが、要支援である方の生活を支援していく上でどのようなメニューが必要となるのか。

A 山名町長 町が条例で基準を定めると、住民団体・ボランティア・NPO法人などが、介護サービス（予防ヘルパー・予防デイ）を提供することが可能となる。考えられるサービスは基準を緩和した家事支援や公民館を利用したデイサービスなどである。

また、地域での「多様なつどいの場づくり」として、ミニデイはもとより地域サロンやコミュニティカフェなどを老人クラブや地域の人々に広めていく支援も行う。

※ただし、認知症があり、専門職が認められた方の場合、要支援でも、引き続き現在のサービスを受けることができる。

Q 町指定を受けて活動するには、定員や従事者資格などの条件は。

A 佐古健康福祉課長 27年度から新事業に移行する加東市や豊岡市の状況と、近隣の市町や県下の動向を確認しながら条例を定めていきたい。

Q 支える側となつていただきたい住民や事業所等への情報発信の方法は。

A 山名町長 ①介護保険サービス事業所には、26年度の施設長会議にて説明した。今後も、ケアマネ会議等で事業所には情報発信していく。

②高齢者を見守る「安心見守りネットワーク協定」を金融機関・新聞配達事業所等訪問事業をする12事業所と昨年12月に締結した。

③全国・県老人クラブ連合会が地域の老人クラブに対し、担い手になって活動を行うよう方向性を示している。

④地域資源マップを作成し、29年度には町民に配布する。

Q 日常生活では、家族と近隣の方の支援が重要であり、「地域力」を高めていただくことが大切である。これらの啓発や関係機関との連携の具体的取組は。

A 佐古健康福祉課長 地域包括支援センター

1が、27年度から社会福祉協議会の協力を得て「見守り事業」の検討委員会を立ち上げ進めていく。また、それらを網羅した「地域包括ケアシステム」は29年度を目標として構築したい。

Q 有償・無償の事業の違いは。

A 山名町長 町が定めた「基準を緩和したサービス」においても基本的には自己負担は発生し、サービス実施団体には管理責任が生じるため有償事業となる。ただし、無償によるサービス提供を拒むものではない。

A 佐古健康福祉課長 市町が行う事業の報酬単価は、介護保険より低く設定するよう国が示している。既存のミニデイも、週1回の開催となれば新事業の対象となると思われる。新事業やサービスの具体的内容は28年9月末には示したい。

Q 高齢者の食生活支援のため、公的施設（給食センターや小学校等の空き教室）利用の規制緩和はできないのか。

A 山名町長 給食センターは、町立小・中学校・幼稚園の給食の共同調理等の業務のための施設と条例で定めている。また、国の補助金で建設しており、目的外使用はできない。そして、各学校ともに昼食の時間帯に恒常的に利用可能な空き教室は今のところ無いというのが実情である。

しかし、給食センターとしては、「学校で食事をするのであれば、試食用に作っている給食（数量に限りはある）を1食245円の負担で高齢者に提供することはできる」との考えであり、高齢者との交流を深めるなどの教育の一環として実施することは可能である。学校とも相談し機会を増やしていく方向で取り組むたい。

いっばん質問

主な議会日程

- 5月
15日(金) 人権文化推進 特別委員会
- 18日(月) 産業建設常任委員会
- 20日(水) 民生福祉常任委員会
- 29日(金) 総務文教常任委員会
- 6月
11日(木) 議会運営委員会
- 16日(火) 第64回定例会 (提案・質疑等)
- 18日(木) 総務文教常任委員会 (付託)
- 23日(火)～24日(水) 定例会 (一般質問)
- 26日(金) 定例会・最終日 (採決)
- ※この日程は変更となる場合があります。

第62回定例会 一般質問 ケーブルテレビ放映について

下記のとおり再放送が行われますのでお知らせいたします。

《5月 5日(火)》

- ① 廣納 良幸 議員 午後7時00分～
- ② 小林 和男 議員 午後7時55分～

《5月 6日(水)》

- ① 藤原 資広 議員 午後7時00分～
- ② 三谷 克巳 議員 午後7時45分～

《5月 7日(木)》

- ① 宮永 肇 議員 午後7時00分～
- ② 松山 陽子 議員 午後7時50分～

一 議会報告会を 開催します 一

- ・平成27年4月27日(月) 午後7時～
大河内保健福祉センター
 - ・平成27年4月28日(火) 午後7時～
神河町ケーブルテレビ局舎
- ☆2会場で開催します。

私たち神河町議会は、平成25年1月に議会のあるべき姿と、その活動に関する基本的な事項を定めた「神河町議会基本条例」を制定しました。この条例の中で、①議会の状況を分かりやすく町民の皆様にお伝えすること。②町民の皆様の御意見をお聴きし、議論を深め、様々な思いを的確に町政に反映させること。について努力すると定めています。

そこで、町民の皆様と直接対話を行う場として、本年度も議会報告会を開催します。

多くの町民の皆様の参加をお願いいたします。お気軽にご参加ください。

あとがき

桜が満開になり、春を満喫しようと思えば、花散らしの風雨に寒の戻り。季節が冬に逆戻りしたような寒さが続いています。体調管理に四苦八苦されている方も多いのでは。

寒がりばかりの我が家では、まだまだこたつを片付けられそうにありません。愛猫ならぬ愛犬もこたつの中で丸くなっています。

そういえば、今日は町内小中学校の入学式。新生活に胸を躍らせている子ども達のためにも「誰もが住みたいと思える神河町」づくりに頑張っていきます。

4月8日 小寺

委員長 三谷 克巳
副委員長 藤原 資広
委員 藤原 日順
委員 廣納 良幸
委員 小寺 俊輔
委員 小林 和男

